

条例及び管理規程

○宇部市水道条例

昭和三十五年六月二十五日

条例第三十六号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 給水装置の工事及び費用（第五条—第十三条の二）
- 第三章 給水（第十四条—第二十三条の三）
- 第四章 料金及び手数料（第二十四条—第三十三条）
- 第五章 管理（第三十四条—第三十八条）
- 第六章 補則（第三十九条）

附則

第一章 総則

（この条例の趣旨）

第一条 この条例は、水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、宇部市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

（定義）

第三条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（平一〇条例一二・平一七条例四三・平二五条例四二・令三条例四〇・一部改正）

（給水装置の種類）

第四条 給水装置は、次の三種とする。

- 一 専用給水装置 一戸又は一箇所専用するもの
- 二 連用給水装置 二戸以上で共用するもの
- 三 私設消火栓 消防用に使用するもの

（昭六二条例二七・一部改正）

第二章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の工事の申込み）

第五条 給水装置の新設、改造又は撤去（以下「給水装置の工事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申込みに当たり必要があると認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（昭六二条例二七・平一〇条例一二・一部改正）

（給水装置の工事の費用負担）

第六条 給水装置の工事に要する費用は、当該給水装置の工事の申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（平一〇条例一二・一部改正）

（施設整備納付金）

第六条の二 給水装置を新設し、又は水道メーター（以下「メーター」という。）の口径を増径しようとする者は、前条に規定する工事費のほか、次に掲げる区分による施設整備納付金の額に消費税法（昭和六十三年法律第八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額（以下単に「消費税額及び地方消費税額」という。）を加えた額（以下「納付金」という。）を納入しなければならない。

一 新設の場合 次表のメーター口径の区分に応じた納付金の額

メーター口径	施設整備納付金
一三ミリメートル	四五、〇〇〇円
二〇〃	六七、〇〇〇円
二五〃	一一二、〇〇〇円
三〇〃	一五七、〇〇〇円
四〇〃	三三七、〇〇〇円
五〇〃	五六二、〇〇〇円
七五〃	一、四八五、〇〇〇円
一〇〇〃	二、八一二、〇〇〇円
一五〇〃	七、二四五、〇〇〇円
二〇〇〃	一三、七〇二、〇〇〇円
二五〇〃	二〇、八八〇、〇〇〇円

二 増径の場合 前号の表における新口径に係る納付金と旧口径に係る納付金の差額

- 2 前項の納付金は、工事申込みの際、納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるものについては、工事申込み後納入することができる。
- 3 既納の納付金は、還付しない。ただし、工事を中止し、又は変更した場合は、還付し、又は変更することができる。

(昭五六条例二七・平元条例三九・平四条例一・平九条例二一・一部改正)

(給水装置の工事の設計及び施行)

第七条 給水装置の工事の設計及び施行は、管理者又は法第十六条の二第一項の規定により管理者の指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。

- 2 指定給水装置工事事業者が給水装置の工事の設計及び施行を行うときは、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事の完了後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第一項に規定する指定給水装置工事事業者の指定に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(昭六二条例二七・全改、平一〇条例一二・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定等)

第七条の二 管理者は、災害等による給水装置の損傷を未然に防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に使用する給水管及び給水用具の構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該配水管の取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を付することができる。

(平一〇条例一二・追加)

(工事費の算出方法)

第八条 管理者が施行する給水装置の工事の工事費（以下「工事費」という。）は、次に掲げる費用の合計額とする。

- 一 材料費
- 二 運搬費
- 三 労力費
- 四 道路復旧費
- 五 工事監督費

六 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前二項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(昭六二条例二七・平一〇条例一二・一部改正)

(工事費の納入)

第九条 給水装置の工事の申込者は、前条の規定により算出した工事費を工事の完了後納入しなければならない。

(昭六二条例二七・全改)

第十条 削除

(昭六二条例二七)

(給水装置の所有権移転の時期)

第十一条 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、工事費が完納になった時とし、その管理は、工事費が完納になるまでの間においても、給水装置の工事の申込者の責任とする。

(平一〇条例一二・一部改正)

(工事費未納の場合の措置)

第十二条 管理者は、給水装置の工事の申込者が工事費を指定期限内に納入しないときは、当該給水装置を撤去することができる。

- 2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後なお損害があるときは、給水装置の工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(平一〇条例一二・一部改正)

(給水装置の変更等の工事)

第十三条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

- 2 前項の工事に要した費用は、その必要を生じさせた者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(昭六二条例二七・平一〇条例一二・一部改正)

(給水装置の修繕)

第十三条の二 管理者は、第二十三条第一項の規定による届出があつたとき、又は管理者が必要があると認めたときは、当該給水装置を修繕することができる。

2 前項の修繕に要した費用は、水道の使用者若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）の負担とする。ただし、管理者が公益上その他の理由により必要があると認めたときは、管理者の負担とすることができる。

（昭六二条例二七・追加）

第三章 給水

（給水の原則）

第十四条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の規定による給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

（昭六二条例二七・平一〇条例一二・一部改正）

（給水の申込み）

第十五条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（昭六二条例二七・一部改正）

（代理人の選定）

第十六条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者の中から代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。代理人に変更があつたときまた同様とする。

（昭六二条例二七・一部改正）

（管理人の選定）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。管理人に変更があつたときまた同様とする。

- 一 給水装置を共有する者
- 二 給水装置を共用する者
- 三 その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

（昭六二条例二七・一部改正）

（メーターの設置）

第十八条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターを設置する位置は、管理者が定める。

(昭五六条例二七・昭六二条例二七・平一五条例二一・一部改正)

(メーターの貸与)

第十九条 メーターは、管理者が設置して、水道使用者等に保管させる。

2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつてメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(昭六二条例二七・一部改正)

(水道の使用中止、変更等の届出)

第二十条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

一 水道の使用をやめようとするとき。

二 用途を変更しようとするとき。

三 消防演習に私設消火栓を使用しようとするとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

一 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。

二 給水装置の所有者に変更があつたとき。

三 消防用として水道を使用したとき。

(昭六二条例二七・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第二十一条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習のために使用するときは、管理者の指定する職員の立会を受けなければならない。

(昭六二条例二七・一部改正)

第二十二条 削除

(水道使用者等の管理上の責任)

第二十三条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに、管理者に届け出なければならない。

2 前項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(昭六二条例二七・一部改正)

(貯水槽水道に係る管理者の責務)

第二十三条の二 管理者は、貯水槽水道(法第十四条第二項第五号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の設置者に対し、当該貯水槽水道の管理上、必要があると認めるときは、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理上、必要な事項について情報を提供を行うものとする。

(平一五条例二一・追加)

(貯水槽水道に係る設置者の責務)

第二十三条の三 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第三条第七項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第三十四条の二に定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に管理者が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

(平一五条例二一・追加)

第四章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第二十四条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 連用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(平一〇条例一二・一部改正)

(料金)

第二十五条 料金は、メーター口径又は用途に応じ、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる基本料金又は基本料金及び従量料金を合算した額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。

メーター口径及び用途	基本料金(一箇月につき)	従量料金(一立方メートルにつき)		
		第一段	第二段	第三段
一三ミリメートル	一〇立方メートルまで 一、一三〇円	一〇立方メートルを超え二〇立方メートルまで	二〇立方メートルを超え一〇〇立方メートル	一〇〇立方メートルを超えるもの
二〇〃	一〇立方メートルまで	一〇立方メートルまで	一〇立方メートル	二四四円

	一、三六〇円	一六八円	二〇二円	
二五〃	一〇立方メートルまで 一、九一〇円			
三〇〃	二、七五〇円	二〇立方メートルまで 一六八円	二〇立方メートルを超え一〇〇立方メートルまで 二〇二円	一〇〇立方メートルを超えるもの 二四四円
四〇〃	五、〇〇〇円			
五〇〃	一〇、〇〇〇円			
七五〃	二四、六〇〇円			
一〇〇〃	五〇、四〇〇円			
一五〇〃	一四四、〇〇〇円			
二〇〇〃	三〇三、〇〇〇円			
二五〇〃	五四七、〇〇〇円			
連用給水用	一〇立方メートルまで 一、一三〇円	一〇立方メートルを超えるもの 一四二円		
公衆浴場用	各メーター口径基本料金	メーター口径二五ミリメートル以下 のとき一〇立方メートルを超え 二〇立方メートルまで 一六八円	二〇立方メートルを超えるもの 七〇円	
		メーター口径三〇ミリメートル以上 のとき二〇立方メートルまで 一六八円		

2 前項の規定にかかわらず、三階以上の中高層集合住宅における二十ミリメートル及び二十五ミリメートルのメーター口径は、十三ミリメートルのメーター口径とみなす。

3 第一項の規定に該当しない料金は、使用水量一立方メートルにつき四百二十円を超えない範囲内で管理者が定める。この場合においては、料金の合計額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。

(昭五六条例二七・昭六二条例二七・平元条例三九・平四条例一・平七条例四三・平九条例二一・平一〇条例一九・平三〇条例二四・一部改正)

(料金の算定)

第二十六条 料金は、二箇月ごとに定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）にメーターを検針して、その示す使用水量をその日の属する月分及びその前月分として算定する。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、定例日以外の日に検針を行うことができる。

2 前項の二箇月検針に基づく使用水量は、各月均等に給水したものとみなす。

(昭六二条例二七・一部改正)

(使用水量及び用途の認定)

第二十七条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- 一 メーターに異状があつたとき。
- 二 料率の異なる二種以上の用途に水道を使用したとき。
- 三 使用水量が不明のとき。
- 四 その他管理者が必要と認めたとき。

(昭六二条例二七・一部改正)

(特別な場合における料金の算定)

第二十八条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合の料金は、一箇月分として算定する。

2 月の中途においてメーター口径又は用途を変更したときは、使用日数の多いメーター口径又は用途の料金とする。ただし、使用日数が等しいときは、検針時のメーター口径又は用途の料金とする。

(平一〇条例一二・一部改正)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第二十九条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(昭六二条例二七・一部改正)

(料金の徴収方法)

第三十条 料金は、納入通知書により二箇月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月又は随時にこれを徴収することができる。

(昭六二条例二七・一部改正)

(手数料)

第三十一条 第七条第一項の指定又は指定の更新を受けようとする者は、手数料として一万円を納付しなければならない。

2 第七条第二項の設計審査及び工事検査を受けようとする者は、次の表に掲げる区分に応

じた手数料を納付しなければならない。

区分 口径	二五ミリメートル以下	三〇ミリメートル以上 五〇ミリメートル以下	七五ミリメートル以上
新設工事一件につき	二、四〇〇円	四、八〇〇円	七、二〇〇円
改造又は撤去工事一件 につき	一、二〇〇円	二、四〇〇円	三、六〇〇円

3 前二項の手数料は、管理者が別に定めるところにより指定又は設計審査若しくは工事検査の申請を行う際に管理者が徴収するものとする。

4 管理者は、指定又は設計審査若しくは工事検査に特別の費用を必要とすると認めるときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その実費を徴収することができる。

(平一〇条例一二・全改、令元条例一七・一部改正)

第三十二条 管理者は、法第十八条第二項の規定により検査を行った場合において、特別の費用を要するときは、検査の請求をした者からその実費を徴収することができる。

(平一〇条例一二・一部改正)

(料金、手数料等の減額又は免除)

第三十三条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(昭六二条例二七・一部改正)

第五章 管理

(給水装置の基準違反に対する措置)

第三十四条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和三十三年政令第三百三十六号)第六条に定める基準に適合していないときは、当該者の給水の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、その基準に適合させるまでの間、当該者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、当該者の給水の申込みを拒み、又は当該者に対する給水を停止することができる。ただし、法第十六条の二第三項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更該当するとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(昭六二条例二七・平一〇条例一二・平一三条例一・平一五条例二一・令元条例一

七・一部改正)

(給水の停止)

第三十五条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- 一 水道の利用者が第六条の規定による工事費、第六条の二の規定による施設整備納付金、第十三条の二第二項の規定による修繕費、第二十五条の規定による料金、第三十一条又は第三十二条の規定による手数料を指定期間内に納入しないとき。
- 二 水道の利用者が正当な理由がなく、第二十六条の規定による使用水量の計量又は法第十七条の規定による給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。
- 三 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(昭六二条例二七・平一〇条例一二・一部改正)

(給水装置の切離し)

第三十六条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- 一 給水装置の所有者が六十日以上所在が不明で、かつ給水装置の利用者がいないとき。
- 二 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(昭六二条例二七・一部改正)

(過料)

第三十七条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、五万円以下の過料を科する。

- 一 第五条の規定による承認を受けずに給水装置の工事をした者
- 二 正当な理由がなく、第十八条第二項の規定によるメーターの設置、第二十六条の規定による使用水量の計量、法第十七条の規定による給水装置の検査又は第三十五条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- 三 第二十三条第一項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- 四 第二十五条の規定による料金、第三十一条又は第三十二条の規定による手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(昭六二条例二七・平一〇条例一二・平一五条例二一・一部改正)

第三十八条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第二十五条の規定による料金又は第三十一条若しくは第三十二条の規定による手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万

円とする。)以下の過料を科する。

(昭六二条例二七・平一〇条例一二・平一五条例二一・一部改正)

第六章 補則

(委任)

第三十九条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

(平一〇条例一二・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十五年七月一日から施行する。ただし、第二十五条の規定は、昭和三十五年八月分料金から施行する。

(宇部市水道使用条例の廃止)

- 2 宇部市水道使用条例(昭和三十九年条例第二十二号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、現に旧条例の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

(厚狭郡楠町との合併に伴う経過措置)

- 4 平成十六年十月三十一日における厚狭郡楠町の給水区域内において、同日以前に検針又は認定した使用水量に係る料金については楠町水道事業給水条例(平成十四年楠町条例第十一号。以下「楠町条例」という。)の規定の例により、同日後に検針又は認定する使用水量に係る料金についてはこの条例の規定により算定するものとする。

(平一六条例一〇三・追加)

- 5 厚狭郡楠町との合併の日前にした楠町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、楠町条例の規定による取扱いの例による。

(平一六条例一〇三・追加)

(宇部市簡易水道条例の廃止に伴う経過措置)

- 6 宇部市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年条例第十六号)附則第二項第一号の規定による廃止前の宇部市簡易水道条例(以下「旧簡易水道条例」という。)第二条の給水区域内において、平成二十一年四月一日(以下「施行日」という。)前に検針又は認定した使用水量に係る料金については旧簡易水道条例の規定の例により、施行日以後に検針又は認定する使用水量に係る料金についてはこの条例

の規定により算定するものとする。

(平二一条例一六・追加)

- 7 この条例の施行の際、現に旧簡易水道条例の規定によりなされた処分又は手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

(平二一条例一六・追加)

附 則 (昭和三十六年三月四日条例第十六号)

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年一月三十日条例第一号) 抄

- 1 この条例は、昭和三十七年二月一日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行後五年を経過した日に、その効力を失う。

附 則 (昭和三十九年三月十三日条例第二十七号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年四月一日条例第六十九号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十年十月九日条例第三十二号)

- 1 この条例は、昭和四十年十月十日から施行する。
- 2 改正後の宇部市水道条例第二十五条の規定は、昭和四十年十月十日以後に使用する使用水量に係る水道料金について適用し、同年同月同日前に使用した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十一年十二月二十七日条例第七十三号)

この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四十二年四月一日条例第二十号) 抄

- 1 この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十四年八月十三日条例第三十一号)

- 1 この条例は、昭和四十四年九月一日から施行する。
- 2 改正後の宇部市水道条例第二十五条の規定は、昭和四十四年九月一日以後に使用する使用水量に係る水道料金について適用し、同年同月同日前に使用した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十六年三月三十一日条例第十九号)

この条例は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(昭和四六年規則第一八号で昭和四六年四月二九日から施行)

附 則 (昭和四十七年十二月二十八日条例第五十三号)

- 1 この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の前になされた、給水装置を新設し、又はメーターの口径を増径しようとする場合の工事申込みは、この条例施行の日以後一月以内に工事に着手しないときは、納付金に関する規定の適用に限り、当該工事の申込みを取消したものとみなす。

附 則 (昭和四十九年三月一日条例第八号)

- 1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。
- 2 改正後の宇部市水道条例第二十五条の規定は、昭和四十九年六月一日以降の検針分から適用し、同年同月同日前に検針した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十年十月十七日条例第三十九号)

- 1 この条例は、昭和五十年十一月一日から施行する。
- 2 改正後の宇部市水道条例 (以下「新条例」という。) 第二十五条の規定は、昭和五十一年二月一日以降の検針分から適用し、同年同月同日前に検針した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第三十条の規定は、昭和五十一年一月一日以降の徴収分から適用する。

附 則 (昭和五十六年十月十五日条例第二十七号)

- 1 この条例は、昭和五十六年十二月一日から施行する。
- 2 改正後の宇部市水道条例 (以下「改正後の条例」という。) 第六条の二第一項の規定は、昭和五十六年十二月一日 (以下「施行日」という。) 以後の工事申込みに係る納付金について適用し、施行日前の工事申込みに係る納付金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第二十五条の規定は、施行日以後に使用する使用水量に係る水道料金について適用し、施行日前に使用した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の場合において、施行日以後に徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用水量の使用期間が施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなし、日割計算により算定する。

附 則 (昭和六十二年十二月二十四日条例第二十七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇部市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第二十五条の規定は、昭和六十三年四月一日（以下「施行日」という。）以降の検針分から適用し、施行日前に検針した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第三十一条の規定は、施行日以後の工事申込みに係る手数料について適用し、施行日前の工事申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年三月三十一日条例第三十九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宇部市水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されているものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月三十日後である水道の利用者にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以降初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利の確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月三十日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

附 則（平成四年一月三十日条例第一号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年二月一日から施行する。ただし、第六条の二第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇部市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第六条の二第一項の規定は、平成四年四月一日以後の工事申込みに係る納付金について適用し、同日前の工事申込みに係る納付金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第二十五条の規定は、平成四年四月一日以後の検針分から適用し、同日前に検針した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成七年十二月二十五日条例第四十三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第二十五条第一項及び第三項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用水量に係る水道料金について適用し、施行日前の使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日以後に徴収する水道料金のうち、その算定の基礎となる使用水量の使用期間が施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなし、一箇月の日数を三十日として、日割計算により算定する。

附 則（平成九年三月三十一日条例第二十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から平成九年四月三十日までの間に料金の額が確定するもの（施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月三十日後であるもの（次項において「特定料金」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）については、なお従前の例による。
- 3 特定料金のうち、なお従前の例による部分は、施行日以後初めて確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成九年四月三十日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

附 則（平成十年三月二十七日条例第十二号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十年六月三十日条例第十九号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十年七月一日から施行する。

（宇部市水道条例の一部改正に伴う経過措置）

2 小野地区（宇部市大字小野、藤河内、檢小野、如意寺及び櫛原の区域内をいう。）のうち、第三条の規定による廃止前の宇部市簡易水道条例（以下「旧簡易水道条例」という。）第三条第二項に規定する区域における料金については、第一条の規定による改正後の宇部市水道条例第二十五条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号の表の上欄に掲げる規定の表に定める同表の中欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる金額に読み替えて適用する。

一 平成十年七月一日から平成十一年三月三十一日までの間

条項名	料金	適用料金
第二十五条第一項	二、七五〇円	一、三一〇円
	五、〇〇〇円	二、四〇〇円
	一〇、〇〇〇円	四、八〇〇円
	二四、六〇〇円	一一、八〇〇円
	五〇、四〇〇円	二四、一〇〇円
	一四四、〇〇〇円	六八、八〇〇円
	三〇三、〇〇〇円	一四四、八〇〇円
	五四七、〇〇〇円	二六一、四〇〇円
	一六八円	八〇円
	二〇二円	九七円
	二四四円	一一七円
第二十五条第二項	一、一三〇円	五四〇円
	一、三六〇円	六五〇円
	一、九一〇円	九一〇円
	二〇二円	九七円
	二四四円	一一七円
	一四二円	六八円
	七〇円	三三円

二 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間

条項名	料金	適用料金
第二十五条第一項	二、七五〇円	二、〇四〇円
	五、〇〇〇円	三、七〇〇円

	一〇、〇〇〇円	七、四〇〇円
	二四、六〇〇円	一八、三〇〇円
	五〇、四〇〇円	三七、五〇〇円
	一四四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円
	三〇三、〇〇〇円	二二五、一〇〇円
	五四七、〇〇〇円	四〇六、四〇〇円
	一六八円	一二四円
	二〇二円	一五〇円
	二四四円	一八〇円
第二五条第二 項	一、一三〇円	八四〇円
	一、三六〇円	一、〇一〇円
	一、九一〇円	一、四二〇円
	二〇二円	一五〇円
	二四四円	一八〇円
	一四二円	一〇五円
	七〇円	五二円

3 旧簡易水道条例第三条第二項に規定する区域において、平成十一年四月一日以後に徴収する料金のうちその算定の基礎となる使用水量の使用期間が同日前にまたがるもの及び平成十二年四月一日以後に徴収する料金のうちその算定の基礎となる使用水量の使用期間が同日前にまたがるものについては、それぞれ当該使用水量を当該使用期間の各日に均等に使用したものとみなし、一箇月の日数を三十日として、日割計算により算定する。

4 この条例の施行前に旧簡易水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、宇部市水道条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成十三年三月二十九日条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日条例第二十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年十月八日条例第百三号）

この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成十七年九月二十八日条例第四十三号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三十日条例第十六号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年十二月二十七日条例第四十二号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(宇部市水道条例の一部改正等に伴う経過措置)

- 15 この条例の施行の日前に附則第四項の規定による改正前の宇部市水道条例、附則第七項の規定による改正前の宇部市下水道事業受益者負担に関する条例又は附則第九項の規定による改正前の宇部市下水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこれらの規定による改正後の宇部市水道条例、改正後の宇部市下水道事業受益者負担に関する条例又は改正後の宇部市下水道条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成三十年三月二十九日条例第二十四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 小野地区(宇部市大字小野、藤河内、檢小野、如意寺及び櫛原の区域内をいう。)における料金については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から平成三十年七月三十一日までの間に料金の額が確定するものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年十月七日条例第十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二十四日条例第四十号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行日前に附則第三項の規定による改正前の宇部市水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の宇部市水道条例の相当規定によりなされた

処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和六年三月二十九日条例第二十号）
（施行期日）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

宇部市水道条例施行規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第四十六号

沿革 令和 五年 九月 十五日 管理規程第 十号 第一次改正

令和 六年 三月二十七日 管理規程第 七号 第二次改正

(目的)

第一条 この規程は、宇部市水道条例（昭和三十五年条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(連用給水装置の設置)

第二条 条例第四条第二号に規定する連用給水装置は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り設置することができる。

- 一 家事用水で専用給水装置を設置することができないと認めるとき。
- 二 水道管口径その他水圧の関係により専用給水装置を設置することができないと認めるとき。

(給水装置の工事の申込み)

第三条 条例第五条第一項の規定により給水装置の工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書兼設計書を提出しなければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第四条 条例第五条第二項の規定により次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める同意書又は誓約書等を提出しなければならない。

- 一 他人の給水装置から分岐しようとするとき 所有者の同意書
- 二 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書
- 三 その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

(給水装置の工事の設計)

第五条 条例第七条第一項に規定する給水装置の工事の設計は、次に掲げる範囲とする。

- 一 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで
 - 二 受水槽又はこれに類する施設（以下本条において「当該施設」という。）を設けるものにあつては、当該施設への吐水口まで
- 2 前項第二号の場合においては、当該施設以下の設計図を併せて提出しなければならない。

(設計審査の申請)

第六条 条例第七条第二項の規定により給水装置工事の設計審査を受けようとする者は、給水装置工事申込書兼設計書を提出しなければならない。

(工事しゅん工検査の申請)

第七条 条例第七条第二項の規定により給水装置工事のしゅん工検査を受けようとする者は、給水装置工事しゅん工検査申請書その他水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める書類を提出しなければならない。

(工事費の算出)

第八条 条例第八条第三項の規定による工事費の算出は、次に定めるところによる。

- 一 材料費 管理者の定める材料単価
 - 二 運搬費 管理者の定める算出基準
 - 三 労力費 管理者の定める労務単価
 - 四 道路復旧費 道路管理者の定める道路復旧費
 - 五 工事監督費 管理者の定める算出基準
 - 六 間接経費 管理者の定める算出基準
- (工事の保証期間)

第九条 管理者又は指定給水装置工事業者が施行した給水装置の工事で、当該給水装置の工事しゅん工後一年以内に破損したときは、施行者の費用で補修する。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失によるときは、この限りでない。

(給水の申込み)

第十条 条例第十五条の規定による給水の申込みは、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- 一 新設開始のとき 新設報告書兼水道使用開始届
- 二 中止栓開始のとき 給水開始届

(代理人及び管理人の選定又は変更の届出)

第十一条 条例第十六条及び条例第十七条の規定による代理人及び管理人の選定又は変更の届出をしようとする者は、給水装置代理人(管理人) 選定・変更届を提出しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第十二条 条例第二十条の規定による届出は、次に掲げるところによる。

- 一 水道の使用をやめようとするとき 給水中止届
- 二 用途を変更しようとするとき 用途変更届
- 三 消防演習に私設消火栓を使用しようとするとき、及び消防用として水道を使用したとき 消防演習用私設消火栓使用届
- 四 水道使用者の氏名又は住所が変更になったとき 使用者変更届
- 五 給水装置の所有者に変更があったとき 給水装置所有者変更届

(私設消火栓の封印)

第十三条 私設消火栓には、管理者が封印する。

(給水装置の保全)

第十四条 給水装置の使用者は、給水装置を常に清潔にし、検査、修理、漏水調査又は水道メーター(以下「メーター」という。)の検針に対し支障をきたすような物件又は工作物を設置してはならない。

(給水装置の修繕工事の請求)

第十五条 条例第二十三条第一項の規定による届出をする場合において、給水装置の修繕工事を行った場合は、修理請求書兼明細書若しくは漏水修理請求書を提出しなければならぬ。

(修繕工事費の算出)

第十六条 条例第十三条の二第二項の規定により給水装置の修繕を行った場合は、次に掲げるところによる。

- 一 材料費 管理者が定める材料単価
 - 二 労力費 管理者が定める労務単価
 - 三 諸経費 管理者が定める諸経費
- 2 前項に定めるもののほか特別の費用を要したときは、その費用を加算することができる。

3 条例第十三条の二第二項ただし書の規定により、管理者の負担とすることができる範囲は、別に定める。

(メーターの検査請求)

第十七条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十八条の規定により給水装置のうちメーターの検査を請求しようとする者は、水道メーター検査請求書を提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに検査を行い、その結果を水道メーター検査結果通知書により請求者に通知するものとする。

(給水装置標識)

第十八条 給水装置を設置した家屋には、給水装置標識を取り付けなければならない。

(用途別料金の適用基準)

第十九条 条例第二十五条に規定する用途別料金の適用基準は、次のとおりとする。

一 連用給水用 条例第四条に規定する連用給水装置のうち、集合住宅各戸に給水栓が設置されていて主として生活用水に使用するもの、又は屋外に設置された一個の給水栓を二戸以上の使用者が使用するもの

二 湯屋用 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）に規定する公衆浴場で物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）に基づく公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）の適用を受けるもの

(検針の定例日)

第二十条 条例第二十六条の規定による定例日は、月の一日から末日までの間において定める。

(定例日の変更したときの使用水量)

第二十一条 条例第二十六条第一項ただし書の規定により定例日以外の日にメーターの検針を行ったときは、その使用水量により定例日の使用水量を定める。

(使用水量の端数計算)

第二十二条 条例第二十六条第一項の規定によるメーターの検針を行った場合において、使用水量に一立方メートル未満の端数があるときは、次回に繰越して計算する。ただし、メーターの取り外しをした場合の一立方メートル未満の端数は、切り捨てる。

(使用水量の認定)

第二十三条 条例第二十七条の規定によるメーターの異状又は使用水量の不明による使用水量の認定は、前期の実績又は前年同期の実績による。

2 前項に定める以外の方法により使用水量を見積ることができるときは、それを考慮することができる。

(資料提出の請求)

第二十四条 管理者は、条例第二十七条の規定による使用水量及び用途を認定する場合に

において、必要があると認めるときは、使用者に対し、資料の提出を求めることができる。

(料金の納期限)

第二十五条 条例第三十条に規定する料金の納期限は、次の定めるところによる。ただし、管理者が必要と認めるものについては、別に納期限を定めることができる。

- 一 口座振替によるものは、検針した月の翌月の十七日
- 二 その他は、検針した月の翌月の二十五日

一部改正（令和五年九月十五日）

(料金等の領収印)

第二十六条 集金による方法で徴収する料金、手数料その他の納入金に対する領収証は、管理者の領収印及び現金取扱員の印があるものに限り有効とする。

(給水装置及び水質の検査手数料)

第二十七条 条例第三十二条の規定により検査に要した実費を徴収する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。
- 二 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

2 管理者は、検査の必要がないと定める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことができる。

(料金、手数料等の減額又は免除)

第二十八条 条例第三十三条の規程により、生活保護世帯、ひとり親世帯及び高齢者世帯（以下この条において「福祉減額世帯」という。）の水道料金を減額するときは、管理者が別に定めるところによる。

2 前項に規定する福祉減額世帯以外の料金、手数料、その他の費用の減免を受けようとする者は、料金・手数料等減免申請書を提出しなければならない。

(二以上の給水装置を使用する者に対する特例)

第二十九条 条例第三十五条の規定による給水の停止は、当該使用者の他の給水装置に及ぶものとする。

(書類の様式)

第三十条 この規程の施行に関し必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市水道条例施行規程の廃止)

2 宇部市水道条例施行規程（平成二十六年管理規程第三十七号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に前項の規定による廃止前の宇部市水道条例施行規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、制定後の宇部市水道条例施行規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（第一次改正）

(施行期日)

この規程は、令和五年十月一日から施行する。

附 則 (第二次改正)

(施行期日)

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

給水装置工事申込書兼設計書 (様式第1号)

給水装置番号 号

工事場所	住所 氏名 印	工種	受付	第 . 号	設計	. .
給水装置		栓種	審査	第 . 号	着工	. .
所有者			検査	第 . 号	竣工	. .

工 事 内 容	公道部分	施工	管種	口径	延長 m	取付栓	数量	工 事 費 合 計				
		取出し					栓	予 算				
	内線部分							工 事 審 査 手 数 料				
								金 額	拾	万	千	百
							番 号	適用口径 ()				
布設延長合計		m				栓数合計	栓					

施設整備納付金及び工事審査手数料については、宇部市水道条例を契約の内容とすることに合意し、上記の工事を同条例第5条の規定により申し込みます。なお、この工事に対する利害関係人については、下記のとおり承諾を得ていますが、その他の利害関係についても問題が生じた場合は、私方で責任をもって解決します。

年 月 日 住所
申込者 氏名 印

宇部市水道事業管理者様

利害関係人の承諾	土地所有者	住所	氏名	印
	家屋所有者	住所	氏名	印
	分岐給水管の所有者 (号より分岐)	住所	氏名	印
	道路管理者	住所	氏名	印
	水路等の管理者	住所	氏名	印

所有者変更	変更日	住 所	氏 名	納付金領収印	新設	mm	統・分・幹・増・減
	. .				個		
代理人	. .			改造	mm	千 百 拾 万 千 百 拾 円	
	. .				個		

占用申請 国道 県道 市道 その他
加工申請 国有財産(道路・水路・その他)

特記事項

残塩確認年月日 年 月 日 mg/l

課 長	副 課 長	係 長	審査係員	検査係員

指定給水装置工事事業者

主任技術者	
設 計	施 工

印

器番号

様式第2号(第7条関係)

給水装置工事しゅん工検査申請書

給水装置番号

号

1. 承認番号 第 号
2. 承認年月日 年 月 日
3. 種 別 新設 ・ 改造 ・ 撤去
4. 工事場所 住 所
氏 名

上記工事は、 年 月 日にしゅん工しましたので、検査の申請をします。

年 月 日

宇部市水道事業管理者
水道局長

様

指定給水装置工事事業者

主任技術者

検 査 調 書

技術管理者 課 長 副課長 係 長 係 員

検査 年 月 日

工 事 種 別		新設 ・ 改造 ・ 撤去		
しゅん工図と施工が一致しているか		良	不良	(追加ヶ所)
配 管 状 況	管 ・ 布設 ・ 土被	良	不良	(宅地内) ・ (公道)
	止 水 栓 類	良	不良	
	量 水 器 類	良	不良	
	防 寒 被 服 工	良	不良	
	給 水 栓 類	良	不良	
通 水 試 験		良	不良	・ 管漏水 ・ 継手漏水 ・ 給水管漏水
路 面 復 旧		良	不良	
残 留 塩 素 確 認		mg/l		
工事不良につき手直し期限		年 月 日 迄	連絡者	
検 査 員 所 感				

様式第 15 号(第 18 条関係)

給 水 装 置 標 識



給水装置の構造、材質、工事の施行等に関する規程

令和四年四月一日
水道事業管理規程第四十八号

目次

第一章	総則
第二章	給水装置の構造及び材質の基準
第三章	給水装置工事の施行方法
第四章	しゅん工検査
第五章	工事費の算出
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、宇部市水道条例（昭和三十五年条例第三十六号。以下「条例」という。）及び宇部市水道条例施行規程（令和四年水道事業管理規程第四十六号。以下「施行規程」という。）に規定するもののほか、給水装置の新設又は改造工事及び漏水時、災害時等における緊急工事の円滑な実施を確保するため、分水栓から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具の構造及び材質の指定並びに配水管に分水栓を取り付ける工事及び当該分水栓からメーターまでの施工方法その他の工事上の条件について必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 給水装置の構造及び材質の基準

(給水装置の構造及び付属設備)

第二条 給水装置は、給水管及びこれに直結する分水栓、仕切弁、止水栓、給水栓、メーターその他水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた給水用具をもつて構成し、メーターボックス等の付属設備を備えなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、その一部を設けないことができる。

(給水装置材料の指定)

第三条 給水装置の工事に使用する材料は、水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「政令」という。）第六条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。

2 配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に用いようとする給水管及び分水栓、仕切弁、止水栓並びにボックス等の付属設備については、管理者が指定する材料を使用しなければならない。ただし、建物内にメーターを設置する場合は、建物内の給水装置のうちメーター周辺に設置するものを除き、この限りでない。

3 管理者は、前項の規定により材料を指定するときは、政令第六条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に関する項目の検査及び次に掲げる項目について検査を行うものとする。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、検査を省略し、又は管理者が必要があると認めるときは、項目以外の検査を行うことができる。

- 一 外観検査
 - 二 形状寸法検査
 - 三 重量検査
 - 四 操作検査
 - 五 切断又は破壊検査
- (給水管の口径)

第四条 給水管の口径は、その給水装置による所要水量及び同時使用率を考慮して定め、かつ、分岐しようとする管の口径より小さいものでなければならぬ。ただし、消火栓を設置する場合には、同口径から分岐することができる。

(給水管の分岐方法)

第五条 給水管は、原則として口径三百ミリメートル以下の配水管から分岐し、その分岐方向は、当該配水管の布設してある道路の境界線までは配水管とほぼ直角にしなければならない。

- 2 見込管を利用して分岐する場合は、施工方法については、管理者が別に定める。
- 3 給水管を分岐する場合は、宅地側又は配水管側のどちらか一方から配管を行うこととし、継手に修繕用伸縮継手を使用してはならない。
- 4 給水管を引き込む場合は、次のとおりとする。

管種	分岐口径	二〇	四〇	七五
	ミリメートル	二五	五〇	ミ
その他	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	T字管
	割T字管	以上	以上	管

(止水栓、スルース弁及び仕切弁の設置)

第六条 配水管から分岐した二十五ミリメートル以下の給水管には、道路の境界線から宅地側に第一止水栓、口径四十四ミリメートル及び五十四ミリメートルの給水管にあつては道路境界線側にスルース弁、七十五ミリメートル以上の給水管にあつては分岐点に近い場所に仕切弁を設置しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 道路と宅地との高低差が大きいとき又は水路等を横断するときは、道路内に止水栓、スルース弁等を設置しなければならない。
- 3 他の給水装置から分岐して給水装置の工事をする場合は、既設給水装置及び新設給水装置の流入口側に、それぞれ止水栓又は仕切弁を分岐点に近い場所に設置しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 給水装置には、メーター流入口側に逆止弁付ボール型第二止水栓を設置しなければならない。ただし、分岐点からメーターまでが十メートル以内の場合は、第二止水栓のみとし、第一止水栓を設置しないことができる。

5 前項の規定にかかわらず、口径三十ミリメートル以上のメーターを取付ける場合は、メーターの流入口側に逆止弁付止水栓又は仕切弁、流出口側にスルース弁又は仕切弁を設置しなければならない。ただし、第一項又は第二項の規定による第一止水栓若しくは仕切弁がメーターの位置に近いときは、管理者の許可を得て設置しないことができる。

6 給水幹線からの分岐見込み給水管については、宅地内で第二止水栓止めとし、メーターボックスを設置し、プラグ止めとしなければならない。ただし、第一止水栓止めとする場合は、止水栓ボックスを設置しなければならない。

(道路部分の給水管)

第七条 道路を横断する給水管は、口径二十五ミリメートル以下のときはポリエチレン二層管とし、口径四十ミリメートル及び五十ミリメートルのときはポリエチレン二層管又は内外面塩化ビニルライニング鋼管とし、口径七十五ミリメートル以上のときは铸铁管としなければならない。

2 交通頻繁な道路、重量物の通過する道路等で給水管を損傷するおそれのある場所には、耐衝撃性硬質塩化ビニル管の使用を制限することができる。

(水路部分の給水管)

第八条 水路を添架又は伏越で横断する給水管は、横断部分を含めその前後二メートル以上は铸铁管を用いることとし、施工方法については、管理者が別に定める。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(排水弁の設置)

第九条 給水幹線及び一戸の給水管の布設延長が五十メートルを超える場合においては、配管末端に、主管口径五十ミリメートル以下のときは二十五ミリメートル以上、主管口径七十五ミリメートル以上のときは五十ミリメートル以上の排水弁を設置しなければならない。

(メーターの設置)

第十条 メーターは、原則として給水管と同口径とし、給水栓より低位置にし、かつ、水平に設置しなければならない。

2 メーターは、原則として宅地内の屋外で流入側の道路寄りに設置し、取替え及び点検がしやすく、かつ、常に乾燥しており、汚染、損傷及び埋没のおそれのない箇所に設置しなければならない。

3 メーターの取付部には、メーターの取付け及び取替えを考慮し、伸縮寸法を適正に確保しなければならない。

4 メーター下流の配管口径は、取付メーターと同口径を原則とする。

5 前各項に規定するもののほか、メーターの設置に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水装置の構造及び材質の基準の特例)

第十一条 給水装置は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号。以下「省令第十四号」という。）に適合するものであっても、水道施設の維持管理上不適當であると管理者が認めるときは、その使用を制限することができる。

第三章 給水装置工事の施行方法

(給水方式)

第十二条 給水方式は、次に掲げるとおりとする。

- 一 直結方式 給水栓まで直接給水するもの
- 二 受水槽方式 受水槽への給水口まで給水するもの
- 三 併用方式 直結方式と受水槽方式を併用して給水するもの

2 前項各号に掲げる給水方式は、給水装置ごとに使用水量、水の使用箇所、水圧等を勘案し管理者が定める。

(給水管の埋設)

第十三条 国道、県道及び市道に埋設する給水管の深さは、それぞれ当該道路管理者の指示するところによるものとし、その他の道路及び宅地内については、管理者が別に定める。

(給水管の明示)

第十四条 道路部分に布設する給水管は、埋設標識シートにより明示しなければならない。

2 非金属給水管を布設するときは、メーターまで埋設管探知用電線を取り付けなければならない。

3 舗装道路に布設するときは、給水管の分岐点及び分岐方向を示す標示鋸等を取り付けなければならない。

(サドル付分水栓の取付け)

第十五条 他のサドル付分水栓との取付間隔は、〇・三メートル以上とし、異形管及び継手には、サドル付分水栓を取り付けてはならない。

2 サドル付分水栓を取り付ける管が金属管の場合には、貫通部に防食コアを取り付けなければならない。

(給水管の保護措置)

第十六条 給水管の露出部分が凍結のおそれのあるときは、その部分を有効な断熱材で防寒被覆を行うものとする。

2 給水管の露出部分が一メートル以上に及ぶときは、たわみ震動等を防ぐため金物その他のものを用いて建造物に固定しなければならない。

3 開渠を横断して給水管を布設するときは、高水位以上に鞘管を布設してその中に入れ、又は支柱を設ける等、適切な措置をしなければならない。

4 軌道の下を横断して給水管を布設するときは、コンクリート管、鋼管等の中に入れ、給水管保護のため適切な措置をしなければならない。

5 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所には、防食テープを巻き、又は防食塗料を施す等防食のための適切な措置をしなければならない。

6 電食のおそれのある箇所に布設する給水管には、防食のための適切な措置をしなければならない。

7 給水管には、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのある直結増圧ポンプを連結してはならない。

8 給水管には、給水装置以外の水管を連結してはならない。

(異形管の変形又は切断の禁止)

第十七条 異形管は、変形させ、又は切断して使用してはならない。

(給水管の接合方法)

第十八条 給水管は、管種、使用材料、施工技術等を考慮し、適切な機械器具を使用して接合しなければならない。

2 異なる管種の間を接合するときは、管理者が定める異形管及び継手を用いて接合しなければならない。

(止水栓及びスルース弁の施工方法)

第十九条 スルース弁を道路に設置するときの施工方法については、管理者が別に定める。

(メーター、止水栓、仕切弁及び地下式消火栓の保護)

第二十条 メーター、止水栓、仕切弁及び地下式消火栓は、管理者が指定するボックスにより保護しなければならない。

(止水栓ボックス、スルース弁室設置工法)

第二十一条 止水栓ボックス、スルース弁室設置工法は、管理者が別に定める。

(仕切弁室設置工法)

第二十二条 仕切弁室設置工法は、管理者が別に定める。

(消火栓室設置工法)

第二十三条 消火栓室設置工法は、管理者が別に定める。

(撤去工事)

第二十四条 配水管から分岐した給水管を撤去するときには、分水栓を使用して分岐したものは分水栓止めとし、T字管を使用して分岐したものは原形に復し、不断水分岐用割T字管及びサドル付分水栓を使用して分岐したものについては締付ボルトを含む総体の防食を施して分岐口止めとしなければならない。

2 給水幹線又は給水管からさらに分岐した給水管を撤去する場合には、分岐箇所を所定の材料で分岐口止めしなければならない。

(受水槽の設置)

第二十五条 一時に多量の水を使用する箇所その他管理者が必要と認めた箇所には、受水槽以下の装置を設置しなければならない。

2 受水槽以下の装置には、当該装置に給水するための給水装置部分に、直結方式による非常用給水栓を設置しなければならない。

3 管理者が定める基準に適合している受水槽以下の装置であつて、使用水量の計算上特に必要があると認めるものについては、受水槽以下の装置にメーターを設置することができる。

4 高置水槽を設置するときの高さは、建築物最上階の給水栓等から上に五メートル以上の位置を当該高置水槽の低水位とする。

(受水槽の構造)

第二十六条 受水槽は、十分な強度耐水性に富むもので、ほりりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものについては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置をしなければならない。

2 受水槽の天井、底及び周壁は、外部から容易に保守点検を行うことができるものとし、建物の一部を兼用してはならない。

3 受水槽には、衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管、ドレン管、マンホール及び通気装置を有効に設けなければならない。

4 受水槽の流入管には、逆流防止のため、省令第十四号に定める吐水口空間を確保しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査)

第二十七条 条例第二十三条の三第二項に規定する管理の方法は、次に掲げるものとする。

- 一 水槽の清掃を毎年一回以上、定期に行うこと。
- 二 有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために水槽の点検等必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓において、水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、法第四条第二項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を受けること。

四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 条例第二十三条の三第二項に規定する管理の状況に関する検査は、水質及び当該貯水槽水道の構造について受けることとする。

3 前項に定める検査の内容、方法その他必要な事項は、管理者が別に定める。

（逆流防止の措置）

第二十八条 受水槽又はプール等に給水するときは、吐水口は落とし込みとし、越流面と吐水口の位置関係は、第二十六条第四項の規定に準ずるものとする。

2 水洗便器に給水管を直結するときは、有効な真空破壊装置を備えたフラッシュバルブ又は便器を使用しなければならない。

（消火栓の設置及び配管基準）

第二十九条 消火栓設置の配管は、铸铁管とし、補修用弁を設置しなければならない。

2 直結直圧給水方式により設置する口径六十五ミリメートルの消火栓は、原則として口径百ミリメートル以上の水管から分岐するものとする。

3 受水槽方式による室内消火栓を設置するときは、飲料用水と消火栓用水は別受水槽とし、配管も別配管としなければならない。

4 私設消火栓を設置するときは、原則として当該事業所等のメーターを経由する配管としなければならない。

5 私設消火栓以外に給水装置がない事業所等に私設消火栓を設置するときは、メーターを経由しない配管とすることができる。この場合は、当該消火栓を封印するものとする。

6 道路に布設の給水幹線又は給水管に消防署の要請により私設消火栓を設置するときは、メーターを経由しない配管とすることができる。

第四章 しゅん工検査

（しゅん工検査）

第三十条 条例第七条第二項に規定するしゅん工検査は、次に掲げる事項について行い、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

- 一 給水管の管種、口径及び延長、メーター位置等についてしゅん工届との照合
- 二 材料検査に規定する検査合格証の確認
- 三 分岐箇所、接続箇所等の施工方法
- 四 給水管の埋設の深さ
- 五 水圧試験
- 六 その他管理者が必要と認めた事項

第五章 工事費の算出

(材料費)

第三十一条 材料単価は、管理者が別に定める。

(運搬費)

第三十二条 運搬費は、材料費の百分の五以内とする。ただし、運搬費の下限額は、五百円とする。

(労力費)

第三十三条 労力費は、管理者が別に定める。

(道路復旧費)

第三十四条 道路復旧費は、道路管理者が定めるところによる。

(諸経費)

第三十五条 諸経費は、条例第八条及び施行規程第八条に規定する工事監督費及び間接経費とし、材料費、運搬費及び労力費の合計額の百分の二十四以内とする。

2 前項に規定する諸経費の内訳は、次に定めるところによる。

一 工事監督費 材料費、運搬費及び労力費の合計額の百分の四以内

二 間接経費 材料費、運搬費及び労力費の合計額の百分の二十以内

3 施行規程第十六条第一項に規定する給水装置の修繕工事についての諸経費は、材料費及び労力費の合計額の百分の二十以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(給水装置の構造、材質、工事の施行等に関する規程の廃止)

2 給水装置の構造、材質、工事の施行等に関する規程(平成二十六年管理規程三十八号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に前項の規定による廃止前の給水装置の構造、材質、工事の施行等に関する規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、制定後の給水装置の構造、材質、工事の施行等に関する規程の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号 (第 27 条関係)

年 月 日

宇部市水道事業管理者 様

給水装置所有者

住所.....

氏名.....㊟

受水槽以下の維持管理承諾書

このことについて下記事項を承諾します。

記

給水装置を善良な管理者の注意をもって管理し受水槽以下の流末装置および水質
については、当方の責任において維持管理し、貴局の責任外とします。